

広島県収受		
第 号		
23.10.31		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

事務連絡
平成 23 年 10 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の使用上の注意記載要領の訂正について

一般用医薬品の使用上の注意記載要領については、平成 23 年 10 月 14 日付け薬食発 1014 第 3 号医薬食品局長通知「一般用医薬品の使用上の注意記載要領について」により通知したところですが、別添記載要領において一部誤りがあったので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

なお、事務連絡の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本病院薬剤師会、社団法人全日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、日本チェーンドラッグストア協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、日本製薬団体連合会、日本一般用医薬品連合会、米国研究製薬工業協会、欧州製薬団体連合会及び社団法人日本医薬品卸業連合会あてに発出することとしているので申し添えます。

記

別添「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」の第 5 の「5. 専門家への相談の勧奨に関する事項」のただし書について下記のとおり訂正方お願いします。

正	誤
ただし、外部の容器等の記載スペースが狭小なために <u>使用前</u> に専門家に相談すべき場合を具体的に記載できない場合は、「使用が適さない場合があるので、 <u>使用前</u> には必ず医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください」等と記載する。	ただし、外部の容器等の記載スペースが狭小なために <u>購入時</u> に専門家に相談すべき場合を具体的に記載できない場合は、「使用が適さない場合があるので、 <u>購入時</u> には必ず医師、歯科医師、薬剤師又は登録販売者に相談してください」等と記載する。

